京城新報 第六十號 (木曜日) 明治四十一年一月廿三日 (一)

(月曜日) 明治四十一年一月廿三日 第三種郵便物認可

京城新報

●新聞料 金壱五錢 ▲郵二銭 ▲郵一ヶ月 金貳錢 ▲郵一ヶ月前金 ▲郵一ヶ月金貳錢 ▲郵一ヶ月金貳錢 ●三ヶ月前金 ▲五錢 活字十九字詰一行金四錢 ●廣告料 活字十四字詰一行金四錢

●陰暦 十二月二十日

●陽暦 十二月二十日

編輯兼印刷人 山下英夫

印刷所 京城西署四小門通

發行所 京城新報社

電話六六三

新疆旅行記 (一)

ハンス、デーリング

一千九百五年十月英外務省の副代理たる「ガンス、デーリング」氏は新疆を通じて清國奥地の行商旅行の目的を以て漢口を出發せり「デーリング」氏は甘粛の涼州にて支那内地傳道會の「ハンター」氏に會合せん豫定なりしが涼州に到りて見れば「ハンター」氏既に出發したる後なりき、是に於て「デーリング」氏は出來得る限り其準備を急ぎて其後を追ひしも遂に新疆の首都「ウルムスチイ」(迪化府)に到着せる迄「ハンター」氏に追及することを得ざりき、「デーリング」氏が長城の内部なる甘州に於て其隊商を組み砂漠を横斷して其旅立をなせるは一千九百六年一月の末なりき、以下掲載する所の記事は其道すがら書き記したる彼の日記により抄せるものなり、而して去歳の末には彼は甘粛よりの歸路を天山に取らんとして其交渉を待ちつゝありき、新疆は甘粛の西方、中央亞細亞に到る迄延長し殆ど露西亞との國境に接せる地なり、この地方の旅行者には約二十年以前、支那内地傳道會の「チョールヂ、バーカー」氏あり、又一千九百五年には同會の「チョール、バンター」氏あり、然れども「デーリング」氏の通過せし地方は殆ど世に知られざる地方にして彼の旅行は比較的人の口端に上りながら、未だ踏査せられざる地方に關して世人の有する地理學上及其他の乏しき智識に對しては貴重なる貢献にてあるなり、彼は二月の末に其準備を整へ路駝の持主よりは此到物に乗る方二輪の荷馬車にて旅行するよりも遙に心地よしとの證言を與へられて出發したりしが、出發後間もなく砂漠を横切りながら甘粛州より二日行程にして「デーリング」氏は其日記の初葉を此事に關する記事を以て染めたり。

路駝に乗るは二輪車に乗るよりも遙に心地よきものなりと余に語れる人の言は眞實ならざりき、甘粛州の電信局より來れる友人は其妄を辨じ且つ余に勸むるに自ら騎乘すべき一馬を購ひ駱駝を持てる下僕を賃傭すべきを以てせり、幸ひ友人は其所持せる良馬十三兩にて買取りしが這は溫良にして且つ強壯なる良馬にして全旅行中の要用なるものなりき、吾等は物品をば太繩にて細り二十匹の路駝の背上に積み以て戈壁砂漠を務せらるゝ彼の廣大なる水なき海底を通じて二十日の旅をなすべき準備を整へたり、吾等は既に甘粛、甘州との間に於て戈壁砂漠の幾部を通過したりしが地面が一體に白色の物質を以て蔽はるゝを注目せり、此白色の物質は苦土の類に類似し此頃の時節にては往々旅人の爲め霜と見誤らるゝことある硝石の如き一種奇妙なる臭氣を有し書達の如き味わり、是れ此廣大なる砂地が曾て鹽氣を滲へたりし證左の一なり、此地面には何物も生長せざるべしと雖も余の信ずる處によれば若し彼の硝石を含む表面が除去せられたらんには忽ち變して豐沃の土となり得べきものならんと思へり、數多の清流が「リヒトホーヘン」山脈の積雪地方より流れ下るあり此有用なる水流をして空しく砂漠の中に消失せしむるは惜むべきことならずや。

駱駝隊の取る道路は安西に向はずして却て甘州より牢日程にして大車道を捨てゝ直線に哈密に向ふ、何故に駱駝は安西を經由する大道を行かざるかと云ふに其車道は駱駝の要する飼草の供給にあり即ち大道には之を得ること甚だ困難なるに反し小道は之に富めるを以てなり、海草の一種は砂堆上に生長し而して這は沙漠中に生長する唯一のものにして能く駱駝の食料となるなり駱駝に依りて旅行するは乘車旅行と多くの細かき點に於て異れる所あり、車を曳く動物は重に夜中食事をなせども駱駝は夜の間に眠り且つ午前に食ふのみ車ならば朝成るべく早く出發して午後には早仕舞に宿舎に到着する如くなせども駱駝は午後に出發して夜間に旅行し月明の時には午後十時を十一時との間に於て月の沒すると共に其進行を止む折々は風甚だ強く高き天幕に砂を吹き込み殆と筆執ること能はざらしむることあり殊頃には風一層强しきを常とす。

三月二日の夜、吾隊商は「フアッアイ」と呼ぶ一小村に達せり此村を後にしてより二日間は如何なる窮處にも到らず唯砂漠の灌木の茂れる砂丘の外は何物をも見さりき、天氣晴朗なる日は西方の地平線に「リヒトホーヘン」山脈の白雪を戴ける群峯を見ると雖も其他何れの方向に於ても砂と蒼茫天及び小川の類ては砂漠中に消え失すべき運命を知れるかの如く悄氣に東方に蜿り去るを見るの外、一物の目を遮ぎるものなし、吾等は一部夜通しにて八十哩の長進行をなせしが余は途中にて疲れ再三馬上に居眠するに至りしかば駱駝に乗り換へ少しく其背上に假睡せんと試みたるに全く失望に終り却て余の眠氣を震ひ落すに至れり、吾等の甘州を發したりしは三月三日にして月恰も沒したる十二時頃なりき、寒さは日沒後殊に厳しかりき、

●豫後備役召集令改正　從來豫後備役下士卒の演習召集は區々に亘り錯雜の觀あり加之ならず戰時後備役の年限を濫に大且つ年兵役實施の結果として豫後備役の數は著しく增加したるを以て去十七日附を以て召集令を改正したり其大要は左の如し

▲各兵科特務曹長　豫備役に在りては其役に入りたる翌々年に召集し之より毎二年置き、後備役にありては其役間一回(豫備役は五週間後備役は三週間)▲各兵科下士　豫備役者は豫備役に入りたる翌々年に召集し之より隔年に三週間、後備役者は第五年目に二週間、後備は三週間、尤も下士にして現役を離るゝ兵は現役したる年月を通算し十三年を超過したる時は復習のため召集することなし▲兵卒　豫備役者は各兵科の豫備後備共第二年第四年に豫備は三週間、後備は二週間、歩砲工兵の補充兵は第三年第五年に九十日間、看護手は育補充兵は第一年に九十日間、看護手は在役中一回三週間、看護手は第一年に二週間を召集し來りしも改正條例によれば豫備歩兵は第二年第四年、其他の兵科は第三年に各三週間、後備役は各兵科共第三年第六年に各二週間、豫備役看護手は第三年第六年に二周間、後備看護手は第三年第六年に二周間づゝ、又補充兵は野山砲兵重砲兵工兵に限り第三年第六年に三周間、同教育補充兵は第一年に九十日間を召集することに改めたり尤も四十一年に限り豫備兵は第四年、後備兵は第四年第六年、補充兵は第三年第七年のものを召集するよし。

ステッセル裁判 (九)

有史以來の大審問▲露國陸軍の内幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

クロパトキンの證言の後フォーク中將は、戰鬪最中ステッセルより受領したる軍令に就て茲に記述することの必要なるを認めたり。則ちステッセルは五月十三日(二十六日)朝九時を以て頑强なる防禦を要求しながら、同日午後三時の電信に於ては既に其餌子を變じて「戰鬪は大損失の程度に迄及ぶ可からず、唯だ敵軍をして旅順の周圍に近かしめざるを以て主とす」と言へり。フォーク將軍は尚遼んで、自分が南山上に於けるが如く個の陣地に就てアレキセーフに上申したる事、及び旅順に歸ちゝして寧ろ敵への圍みを衝拔けて直ちにクロパトキン將軍に至らんとする自己の戰略に就て同じく太守に上申したる事を述べたり。之に對して判士長は、只今裁判に於て重要なるはフォーク將軍の證言に非ずしてクロパトキン將軍の證言なりと言へり。則ちクロパトキンの曰く、

「フォーク中將に委任せられたる軍隊の豫定任務は瀋州軍と結合するに非ずして全く旅順防禦の爲なりしことは疑ひなき事實なり。而してフォーク中將が陣地を頑强に防禦すべしとしてふステッセル將軍の命令を受領したることも事實なり。此の時被告ステッセル立ちて曰く、

「被告は五月四日(十七日)を以てクロパトキン將軍の電報に接したり。電報には軍隊を遥時旅順要塞の中に退却せしめ且出來得可くんば敵に戰利品を遺さゝんが爲に銃砲をも携へ去るべしとの軍令を附したり。金州の防禦は頗る精悍なる勇將フォーク將軍に委任せられたれども第五聯隊に對しては、故ウキットグフト提督が約せし所の艦隊掩護なかりき。本來艦隊の掩護は凡ての提督等に依りて、何等の疑ひを挿むの餘地なき迄に重要なるものと認められし程なりき。五月十三日(二十六日)被告は自ら海軍司令部に向ひ度々艦隊の派遣を乞ひしに拘らず、僅かに一小砲艦「ボブル」を派遣するに止まりき。而して「ボブル」號は其の任務を行ひしと雖も是れ僅少の援助に過ぎざりき。味方の大砲は敵の砲兵隊に依りて微塵に破碎せられ、味方の手には唯小銃を餘したるのみ。此の時に於て被告はクロパトキン將軍の軍令に於たる退却の時機、愈〻到來したるを認めたり。被告はクロパトキン將軍が、艦隊を派出する能はずとの通牒に接したるや否やを知らんと欲するものなり」。

ステッセルは續けて曰く、

「若し被告にして艦隊の派遣なきことを豫め知りしならんには、被告は決して陣地の守備に任せざりしなるべし。元來金州の地たるや艦隊の掩護なくんば四方より敵の彈丸を浴びるの外なき所なり。斯る陣地に於て、艦隊なくして戰はんは是れ恐の骨頂なり。太守とウキットグフト提督とは、被告が彼に艦隊を派出するや否やを問ひし時、彼等は被告の疑心深きを笑ひたりき」。

是に於てクロパトキン將軍は更に陳述して曰く、

「金州戰鬪の際艦隊掩護の約束ありし事に關しては本證人少しも之を知らず、マカロウ提督の死後本證人はアレキセーフ太守の參謀より唯次の通牒に接したり。即ち我が艦隊は其の行動を停止せる事、艦隊は修繕迄隱匿し居るの必要ある事、本證人は單に陸戰隊にのみ望みを置くべき事、隨うて本證人の命令は愼重の注意を要すべき事是れなり。是等の通牒が如何なる言葉を以て言ひ現されたるかを記憶せざれども雖も、其の以前に於て本證人は敵の上陸を試むる際に艦隊の掩護あるべしとの通牒に接したることを茲に言はざる可からず。金州陣地の本陣は一露里半を占むるも、一灣より他灣迄の延長は千潮の際四露里迄に及ぶことあり。金州は陣地としては不便の陣地なり。假令彼れは他の高地よりは一段拔んでゝ諸山の首位を占むと雖も。此の首位は其の缺點を補ふに足らざるなり。斯かる陣地の防禦は素より容易の事にあらず。

是れにてクロパトキン將軍の證言は一先づ終を告げたり。

文苑

東京小景(八)　沒名學士

瀧野川觀楓

在府下北豐島郡瀧野川村。挾石神川。兩岸楓樹。燦乎如錦繡。

溪深不見水。只聞潺湲鳴。阻路楓悉醉。匝流竹獨醒。石蟾神偏駭。若滑体屢跟。危橋人多少。戒友氣重輕。相顧訝頰赤。一屏錦繡築。青旆懸何處。大聲呼酒兵。

過兩國橋

醉筠歸路夢魂遙。打岸波聲落晚潮。北里火輪南郭橋。兩般情緒二州橋。

佳羅丹之幾　玉井南軒

陣中雜感

國の爲君の爲とてつくす身の身にひき迫はなき思哉

暇なき君が身こそは中々にみ國に盡す誠なるらめ

大砲も小砲も我は物ならずあだし病ぞたゝ恐ろしき

待たるゝよ君が功の顯はれてかちどき高く歸り來ん日乃

豫てなき身にしみれども心して君よ病にゆめたかされぞ

唐國の雪の野山に日の本の赤き櫻を咲かせてしがな

霜と置き雪と重ねて仇方のあだし矢玉に築士作らむ

新らしき歳はかはれぞかはらぬは君が心のまことなりけり

たもひきやいくさの庭の友ぢちに慰られて便り聞くとは

武士のもゆる心に競べなば雪や氷のなどたまるべき

我室の梅は咲きけり愁の啼かぬ許を恨みと星に出で月に歸りて短夜の鉾を枕の夢ぞはかなき

古里の空なつかしきよろこびには霞の袖の霜や消ゆらむ

つゝの音も耳に馴れて以前うつ波のほどもはことりて軍の庭にある猛者が書きしと見ねぬ水草のあと

馬上の武者繪に題す

駒の背に重き身のせて武士が運ぶ命のかろくもある哉

沖を眺むる海士の繪を見て

浪花江のあしのねきふしみをつくし夫の乘りてし舟をしぞもよ

小說

紐のみたれ (五十四)　水井櫻園

それに引換へ下婢のたゝ松が義氣は如何であらう、眞に女丈夫と謂ふも過言ではない。身は人の傭使の下に勞働する素公人の身分でありながら、夫婦の無情を立聞くや憤然として柳眉を逆立て、設令平素世話を受けたにしろ、一ヶ月二圓五十錢の給金を受くる身には、容易ならぬ大金四圓を惜氣なく投げ出して、其義氣、其の親切、鬼神を泣かしむに足るのである。

たゝ松は、主人夫婦の無情を憤るあまり、如何にもして山田の病氣を恢復せんものと藥を求めて懇に服藥させ、氷を嚙ひて頭を冷し、間がな隙がな心を盡して看病したので、その五日目からは、醫者も不安の念を懷き、宿主夫婦は到底全快の見込みなしと見限つた重患が漸〻熱が解けて、一週間目には人心地が附いて、少に口を利くまでに快くなつた、たゝ松は我が一念の達きたるを喜んで、人知れず感涙を零した。下宿屋夫婦は今更の如く打驚いて、俄に親切らしく枕頭に寄るのであつた。

されど、たゝ松は自分の心盡しは一言も云はないで、素知らぬ顔で尙も親切を盡して居る。主人爲吉は、山田の傍近く寄つて、

「山田さん、飛んだ病氣に取附れましたね少しは樂になりましたか。」

「……れ蔭で餘ほど樂になりました、意外御厄介かけて濟みませんでした。」

「なあに、厄介も何もありません、病氣何かの時は私の家でに世話するのは當然の事です何しろ、五六日と云ふもの、熱が激しいために人事不省には困つて了ひました、爵士は不安さうに言ひます、二日經つても三日經つても熱は退かないし、萬一の事があつてはと思つて、御親戚へたゝ知せ爲やうと思つても、たゝ所が知れず、誰方かれ友達のたゝ姓名でも分る物は無いかと、机り抽

東京通信

趙重應の辭表呈出

法部大臣趙重應が閣僚間に於ける軋轢の播種者たりしことは昨年來余輩の數次耳にするところなり、今や彼が播種の效果は現れて李完用と宋秉畯との反目は殆んど極點に達し此二者をして現内閣に両立するを得ざらしむるに至れり、知らず趙は斯る惡戯を爲して何物を得んと欲する、昨報あり曰く趙法部大臣辭表を呈出せりと讀めたり矣廻をして現内閣を去らしむることを一日早からんか現閣の存在を一日長からしむることを。

鬼の留守の洗濯

太皇帝の渡日を計らひ伊藤統監の歡心を得て政權に接近せんと企つる輩あり朴泳孝を中心に擡ぎ所謂健實なる韓國本位を標榜して民心を收め政權に接近せんと企つる輩あるも誠は何或は何苟も採て以て材料と爲すべき者あれば之を利用して政權に接近せんことを勉め居るの輩今や漢城市中に團を作り博愛會を作り日夜大小の活動を試みつゝあるは事實なり

輩より常識を有せざる夢幻的なる韓政客の爲すことなれば彼等の活動なる者が如何なる範圍に及び亦如何なる時間を繼續するや能はず能はずも無益を以て言はしめば彼等の活動なるものは必竟伊藤統監不在中の洗濯に外ならざるなり。

韓美電車問題

韓美電車問題が已に終結したるが如く考ふる者ありと雖も開は大なる間違なり余輩の見るところを以てすれば同問題は過日の戰爭に於ては終結を見たるにあらずして初めて問題となりたるなり、歸化米人たるコールブランが何程放付けばとて歸化市民に對する米領事の世話の程度や知るべきのみ、余輩は今より三週日の後コールブランが手詰の裁判に逢ひて其顏色を青赤にせんことあるを豫想するものなり

東京電報

▲韓太子の大磯行

韓國皇太子には本日金侍從武官以下を隨へ大磯滄浪閣に向ひ四泊の上御歸京の筈なり（二十二日發）

▲内閣不信任案提出

内閣不信任決議案提出せられ明日の帝國議會の日程に上の筈なり

▲不信任案と解散

内閣は前夜決議の上進歩黨猶興會の兩黨により提出の不信任案通過せば直ちに解散を奏請することに決定したり

▲問島問題質問

神藤代議士より衆議院へ提出せし質問は問島問題の解決を速にするは韓國發展上の急務なり政府は如何なる策を取り居るにや（以上二十三日發）

韓國視察に就て

東京帝國大學法科大學教師法政大學總長法學博士梅謙次郎氏は統監府の招聘に應じ滯韓して其の視察感想せし處を語れる一節を左に錄す

韓國の野蠻といひたら實に申樣がないので何人と雖も實地を踏査した上でなければ知ることが出來ない、まさかと思ふほどで百聞一見に如かず先づ行て見るが宜しい、山といふ山に山らしいものが一つもない、皆禿山で木が一本もない河といふ河は隨分大きい河があるが橋がない河水が氾濫すると陸となく田となく一面に大海の如くなるので實際に於て橋の架けやうもないのである

▲今驚くべき野蠻の一例をいへば先き頃衛生隊に屬した兵隊で元藥劑師か代診生でありつた男が統監府の免狀を貰つて醫師となり某地に開業した處が一人の重症患者があるとのことにて往診して見ると病人がウーウーと唸つて居る蒲團を除けて見ると二貫目もある程の石が腹の上に置いてある其の石を除けて見ると大便がべた〳〵に漏つてゐる其の大便を洗つて石を取り除けたら病氣は平癒したとの話がある

▲夫れから病家では大に喜んで韓國で第一の御馳走といへば砂糖である夫れも三盃位ならよいが下等の黑砂糖でこれを茶碗に入れて湯を注いでも溶けないものだから病氣の癒は右の大便を洗つて爪の間に大便のついて居るまゝの手で其の砂糖を混ぜて出したものだから臭氣紛々として飲めなかつたとの話である

韓國畜産會社

去る二十日韓國畜産會社なる者韓國學部にて韓國畜産會社なる者の特許出願あり其筋にて目下尙考案中に屬せる彩雲を調査すべきことを委員に附托し好名目の下に其筋を欺き金韓國産出の牛皮を安値に買入るゝことを得ば多大の利益を得らるるべしとの所なり

韓國奮産會社

去る二十日韓人合同事業として韓國奮産會社なる者を組織せんとし其筋の特許出願せる結果二名を選定し其教育方を府縣の師範校に依頼するに至るべしと

濟協會の委員會

の同會一月例會に於て暴徒の經濟上に及ぼせし影響を調査すべきことを委員に附托したる由は既報の如くなるが其の委員會を來る二十五日午後六時より日本人倶樂部に於て開催する由

俞吉濬の勸告

亡命者中の領袖にして最相宋秉畯の相棒なる俞吉濬は一昨日李完用を其私邸に訪ひ辭職勸告を爲したりと云ふ

李總理私邸執務

李總理大臣は病と稱して登閣せず緊急なる公書は私邸に取寄て處辨しつゝありと云ふ

怪傑李世植

一昨年終身流刑に處せられ其後杳として其消息を聞かざりし李世植又の名李逸植は先頃中大教に逢ひ流配地より京城に歸り目下何事をか謀策しつゝありと云ふ

祭祀掛員減少

官制改革後各祭祀掛員を減することゝなり圓丘兩社大祭の如きは從前は三人の掛員を置きしも爾今僅かに一人を以て處理せしめ以下の諸執事を減員し互に兼掌せしむることゝなれり

●儒生の●獻議

全羅南道南平郡の儒生宋鴻なるものは近日地方に於ける暴徒蜂起の原因は官制改革後各祭祀掛員を減することゝなり圓丘兩社大祭の如きは從前は三人の掛員を置きしも爾今僅かに一人を以て處理せしめ以下の諸執事を減員し互に兼掌せしむることゝなれり

帝室有及國有財産調査局官制改正

昨日の官報に依り勅令を以て發表されたる韓國帝室有及國有財産調査局官制を左の如く改正されたり

第一條 臨時帝室有及び國有財産調査局は內閣總理大臣の監督に屬し帝室有財産及び國有財産調査局官制を參酌して其所屬を判定し又は整理に關して民有財産の關係ある事務を掌る

第二條 臨時帝室有及國有財産調査局は內閣總理大臣の諮詢に應じ帝室有財産及前項の整理に關し其處分を行ふを得

第三條 臨時帝室有及國有財産調査委員會は委員長一人委員五人を以て組織す

第四條 委員長は親任官或は勅任官を以て充つ委員は內閣官內府及關係各部の勅任官を以て充つ

第五條 臨時帝室有及び國有財産調査委員長及委員は內閣總理大臣の奏請に依りて命ず

第六條 委員長は必要ある時は各部大臣と相互知照す

第七條 委員會にて調査の必要ある時は關係官衙の官員に出席を求め其意見を徵し或は書類を檢閲することを得

第八條 委員會より地方に實地調査をなす必要ある時は地方調査委員及派員を定め地方調査委員及派員の定員手當は委員會の決議に依り之を定む

第九條 委員會の決議は內閣總理大臣に報告す可し

第十條 委員會の決議は內閣總理大臣に報告し必要ある時は內閣會議に附し或は上奏裁可を經可し

第十一條 第一條第二項の處分は內閣總理大臣の指揮を承け委員會に此を實行す

第十二條 委員會の處分に對して人民より請願ある時は委員會にて此を審査決定す

第十三條 委員會の議事に關する事項は總て機密を嚴守す可し

第十四條 委員會の會議に關する細則は委員長之を定む

第十五條 委員長は內閣書記官長を以て充て主事は內閣の判任官を以て充つ

第十六條 幹事は內閣書記官長の指揮を承け事務を整理し必要ある時は臨時に事務員若干人を置くことを得

第十七條 幹事主事及事務員は主官の指揮を承けて庶務を整理し主事及事務員は上官の指揮を承けて庶務に從事す

第十八條 幹事主事及事務員には事務の繁閑に應じ相當の手當を給することを得

附則

本令は頒布の日より施行す

教員聘用難

客臘富田仁川民長が女子手藝學校并に小學六日暴徒五六十名廣川面後谷洞の民家に亂入せりとの情報に依り鳥川守備隊長は部下廿名を率ひ討伐に向ふ依て遂査三名を附隨せしむ伊藤討伐隊は本月七日暴徒約七十名柳下谷を經て北嚴方面に立去りたりとの情報に接し之を追跡したるも遂に追及するを得ず歸隊す本月七日砥平守備隊兵が登新面五龍谷に於て發見したる暴徒の隱匿銃一は故福島巡査の貸與品なることを發見し水原署へ護送せり梨浦出張の村山巡査は軍隊に從ひ道藏洞を包圍し暴徒を搜索したる結果二名を逮捕し銃一、を押收す歸順者李公弼は驪州郡登新面五龍谷の山中に銃一、埋沒しありて金州面白羊洞の麓にも銃二、隱匿してあるを申立て守備隊は韓巡査を從へ同地に出張したるに五龍谷は既に砥平守備隊の手に於て押收し白羊洞の分は之を發見押收せり洪州郡方面に少數暴徒の團体徘徊すとの情報あり砥平守備隊は十五日討伐に向ひたるを以て巡査二名を參加せしめたるも得る處なくして歸隊せり

●伊川淮陽南郡の斷髮者 江原道金城警察分署長の報告によれば同管內伊川郡民の過半は一進會員にして近來同會擴張に努むる結果入會者非常に增加し每日斷髮するもの二百名乃至三百名あり尙淮陽郡公立普通學校教員及び生徒十一名本月八日任意斷髮せしに生徒の父兄等之を責ばゝ多少不平の色ありしも郡守の說諭により事なきを得たりと而して以上の斷髮は官憲に於て干涉せしものに非ずして各自の任意に出でたるものなれば民心を勸誘するの憂なしと云ふ

◎各道の歸順者 內部警務局の調査によれば本月十四日迄に各道警察署及び同分署に歸順せる匪徒は總計二百九十二人にして之に憲兵隊への歸順者二百七十二人を加ふる時は五百六十四人となる今客年十二月廿八日より本月十四日に至る十八日間の歸順者は各道警察署別に調査せば左表の如し

京畿道驪州警察分署	十一人	
同 長湍巡査駐在所	二人	
同 連川巡査駐在所	二人	
平安南道平壤警察署	四人	
同 春川警察署	十九人	
同 金城警察分署	廿四人	
同 原州警察分署	七人	
黃海道海州警察署	二人	
忠淸北道忠州警察署	三十五人	
同 忠淸南道太田警察分署	一人	
同 江景警察分署	一人	
計	百九人	

●暴徒日本人銃殺の詳報 曩に晋州電報によりて報導したる麗尙南道德山郡居留日本人被害の詳報を聞くに一月十一日午後八時暴徒約廿七名突然同地に來襲し本人二名を射出しに從事せる日本人島根縣能義郡大塚村字上吉田木挽職加藤鶴太郎（三二）外二人を襲ひたるを以て同人等は山中に避難中鶴太郎は暴徒のために捕へられ同地河邊に於て銃殺せらる此の報所轄警察署に達するや守備兵及び巡査は直ちに賊を攻擊し逃ぐるを追ひて同地北方一里の地點に至り其の踪跡を失ひたりと云ふ此の賊は過般來襲ヶ山方面に出沒又十四里を距つ米人の主管なる雲山の金鑛に襲撃し夫數多入り込み各地の浮浪流浪し來り居るあり頗る戒心を要すべきものあり聞く處

俞吉濬の勸告

亡命者中の領袖にして最相宋秉畯の相棒なる俞吉濬は一昨日李完用を其私邸に訪ひ辭職勸告を爲したりと云ふ

李總理私邸執務

李總理大臣は病と稱して登閣せず緊急なる公書は私邸に取寄て處辨しつゝありと云ふ

怪傑李世植

一昨年終身流刑に處せられ其後杳として其消息を聞かざりし李世植又の名李逸植は先頃中大教に逢ひ流配地より京城に歸り目下何事をか謀策しつゝありと云ふ

祭祀掛員減少

官制改革後各祭祀掛員を減することゝなり圓丘兩社大祭の如きは從前は三人の掛員を置きしも爾今僅かに一人を以て處理せしめ以下の諸執事を減員し互に兼掌せしむることゝなれり

●儒生の●獻議

全羅南道南平郡の儒生宋鴻なるものは近日地方に於ける暴徒蜂起の原因は官制改革後各祭祀掛員を減することゝなり圓丘兩社大祭の如きは從前は三人の掛員を置きしも爾今僅かに一人を以て處理せしめ以下の諸執事を減員し互に兼掌せしむることゝなれり

帝室有及國有財産調査局官制改正

昨日の官報に依り勅令を以て發表されたる韓國帝室有及び國有財産調査局官制を左の如く改正されたり

第一條 臨時帝室有及び國有財産調査局は內閣總理大臣の監督に屬し帝室有財産及國有財産調査局官制を參酌して其所屬を判定し又は整理に關して民有財産の關係ある事務を掌る

第二條 臨時帝室有及國有財産調査局は內閣總理大臣の諮詢に應じ帝室有財産及前項の整理に關し其處分を行ふを得

第三條 臨時帝室有及國有財産調査委員會は委員長一人委員五人を以て組織す

第四條 委員長は親任官或は勅任官を以て充つ委員は內閣官內府及關係各部の勅任官を以て充つ

第五條 臨時帝室有及國有財産調査委員長及委員は內閣總理大臣の奏請に依りて命ず

第六條 委員長は必要ある時は各部大臣と相互知照す

第七條 委員會にて調査の必要ある時は關係官衙の官員に出席を求め其意見を徵し或は書類を檢閲することを得

第八條 委員會より地方に實地調査をなす必要ある時は地方調査委員及派員を定め地方調査委員及派員の定員手當は委員會の決議に依り之を定む

第九條 委員會の決議は內閣總理大臣に報告す可し

第十條 委員會の決議は內閣總理大臣に報告し必要ある時は內閣會議に附し或は上奏裁可を經可し

第十一條 第一條第二項の處分は內閣總理大臣の指揮を承け委員會に此を實行す

第十二條 委員會の處分に對して人民より請願ある時は委員會にて此を審査決定す可し

第十三條 委員會の議事に關する事項は總て機密を嚴守す可し

第十四條 委員會の會議に關する細則は委員長之を定む

第十五條 委員長は內閣書記官長を以て充て主事は內閣の判任官を以て充つ

第十六條 幹事は內閣書記官長の指揮を承け事務を整理し必要ある時は臨時に事務員若干人を置くことを得

第十七條 幹事主事及事務員は上官の指揮を承けて庶務を整理し主事及事務員は上官の指揮を承けて庶務に從事す

第十八條 幹事主事及事務員には事務の繁閑に應じ相當の手當を給することを得

附則

本令は頒布の日より施行す

教員聘用難

客臘富田仁川民長が女子手藝學校并に小學六日暴徒五六十名廣川面後谷洞の民家に亂入せりとの情報に依り鳥川守備隊長は部下廿名を率ひ討伐に向ふ依て遂査三名を附隨せしむ伊藤討伐隊は本月七日暴徒約七十名柳下谷を經て北嚴方面に立去りたりとの情報に接し之を追跡したるも遂に追及するを得ず歸隊す本月七日砥平守備隊兵が登新面五龍谷に於て發見したる暴徒の隱匿銃一は故福島巡査の貸與品なることを發見し水原署へ護送せり梨浦出張の村山巡査は軍隊に從ひ道藏洞を包圍し暴徒を搜索したる結果二名を逮捕し銃一、を押收す歸順者李公弼は驪州郡登新面五龍谷の山中に銃一、埋沒しありて金州面白羊洞の麓にも銃二、隱匿してあるを申立て守備隊は韓巡査を從へ同地に出張したるに五龍谷は既に砥平守備隊の手に於て押收し白羊洞の分は之を發見押收せり洪州郡方面に少數暴徒の團体徘徊すとの情報あり砥平守備隊は十五日討伐に向ひたるを以て巡査二名を參加せしめたるも得る處なくして歸隊せり

●伊川淮陽南郡の斷髮者 江原道金城警察分署長の報告によれば同管內伊川郡民の過半は一進會員にして近來同會擴張に努むる結果入會者非常に增加し每日斷髮するもの二百名乃至三百名あり尙淮陽郡公立普通學校教員及び生徒十一名本月八日任意斷髮せしに生徒の父兄等之を責ばゝ多少不平の色ありしも郡守の說諭により事なきを得たりと而して以上の斷髮は官憲に於て干涉せしものに非ずして各自の任意に出でたるものなれば民心を勸誘するの憂なしと云ふ

◎各道の歸順者 內部警務局の調査によれば本月十四日迄に各道警察署及び同分署に歸順せる匪徒は總計二百九十二人にして之に憲兵隊への歸順者二百七十二人を加ふる時は五百六十四人となる今客年十二月廿八日より本月十四日に至る十八日間の歸順者は各道警察署別に調査せば左表の如し

京畿道驪州警察分署	十一人	
同 長湍巡査駐在所	二人	
同 連川巡査駐在所	二人	
平安南道平壤警察署	四人	
同 春川警察署	十九人	
同 金城警察分署	廿四人	
同 原州警察分署	七人	
黃海道海州警察署	二人	
忠淸北道忠州警察署	三十五人	
同 忠淸南道太田警察分署	一人	
同 江景警察分署	一人	
計	百九人	

●暴徒日本人銃殺の詳報 曩に晋州電報によりて報導したる麗尙南道德山郡居留日本人被害の詳報を聞くに一月十一日午後八時暴徒約廿七名突然同地に來襲し本人二名を射出しに從事せる日本人島根縣能義郡大塚村字上吉田木挽職加藤鶴太郎（三二）外二人を襲ひたるを以て同人等は山中に避難中鶴太郎は暴徒のために捕へられ同地河邊に於て銃殺せらる此の報所轄警察署に達するや守備兵及び巡査は直ちに賊を攻擊し逃ぐるを追ひて同地北方一里の地點に至り其の踪跡を失ひたりと云ふ此の賊は過般來襲ヶ山方面に出沒又十四里を距つ米人の主管なる雲山の金鑛に襲撃し夫數多入り込み各地の浮浪流浪し來り居るあり頗る戒心を要すべきものあり聞く處

韓國畜産會社

去る二十日韓國畜産會社なる者韓國學部にて韓國畜産會社なる者の特許出願あり其筋にて目下尙考案中に屬せる彩雲を調査すべきことを委員に附托し好名目の下に其筋を欺き金韓國産出の牛皮を安値に買入るゝことを得ば多大の利益を得らるべしとの所なり

韓國奮産會社

去る二十日韓人合同事業として韓國奮産會社なる者を組織せんとし其筋の特許出願せる結果二名を選定し其教育方を府縣の師範校に依頼するに至るべしと

濟協會の委員會

の同會一月例會に於て暴徒の經濟上に及ぼせし影響を調査すべきことを委員に附托したる由は既報の如くなるが其の委員會を來る二十五日午後六時より日本人倶樂部に於て開催する由

韓國視察に就て

東京帝國大學法科大學教師法政大學總長法學博士梅謙次郎氏は統監府の招聘に應じ滯韓して其の視察感想せし處を語れる一節を左に錄す

韓國の野蠻といひたら實に申樣がないので何人と雖も實地を踏査した上でなければ知ることが出來ない、まさかと思ふほどで百聞一見に如かず先づ行て見るが宜しい、山といふ山に山らしいものが一つもない、皆禿山で木が一本もない河といふ河は隨分大きい河があるが橋がない河水が氾濫すると陸となく田となく一面に大海の如くなるので實際に於て橋の架けやうもないのである

▲今驚くべき野蠻の一例をいへば先き頃衛生隊に屬した兵隊で元藥劑師か代診生であつた男が統監府の免狀を貰つて醫師となり某地に開業した處が一人の重症患者があるとのことにて往診して見ると病人がウーウーと唸つて居る蒲團を除けて見ると二貫目もある程の石が腹の上に置いてある其の石を除けて見ると大便がべた〳〵に漏つてゐる其の大便を洗つて石を取り除けたら病氣は平癒したとの話がある

▲夫れから病家では大に喜んで韓國で第一の御馳走といへば砂糖である夫れも三盃位ならよいが下等の黑砂糖でこれを茶碗に入れて湯を注いでも溶けないものだから病氣の癒は右の大便を洗つて爪の間に大便のついて居るまゝの手で其の砂糖を混ぜて出したものだから臭氣紛々として飲めなかつたとの話である

●木內次官歸任 木內內部次官は一昨日一日歸任の豫定なりしが風波のため乗船延着したために一昨夜は釜山に一泊昨日の汽車にて同夜南大門に着し歸任されたり

●仁川稅關員改稱 川稅關にては從來黑部、世古口、齋藤の諸氏は皆幇辦と稱し來りしが今回官制改革せられたると共に其の官名を廢し黑部氏は稅關事務官兼鑑視官となり齋藤港務醫官と改稱せられたり

●仁川稅關官房長來任 仁川稅關官房長に新任し伊關氏は昨年末總稅務司に轉任したるが今回其後任者として大阪稅關より谷野文之進氏來任せり

●各警視の昇級 警視岩井敬太郎（內部警務局）同桐原彥吉（南部警察署長）同永谷隆吉（警視廳第一課長）の三氏は今回五等に昇級俸に警視鈴木重民（公州警察署長）同高橋清、河東南部に渉り暴威を逞ふする徒にして警察隊は守備隊長と協議の上右の地方を搜索し嚴重搜査を遂げたるも未だ其所在を發見するを得ず彼等は智異山の峻山中に身を潛めたるものゝ如し

●京城孤兒院紀念式 韓人の設立に係る京城孤兒院は明日の午後二時より夜珠峴官人倶樂部に於て創立第二回紀念式を擧行する筈にて內外の紳士に案內狀を發せりと云ふ

韓國視察に就て

東京帝國大學法科大學教師法政大學總長法學博士梅謙次郎氏は統監府の招聘に應じ滯韓して其の視察感想せし處を語れる一節を左に錄す

韓國の野蠻といひたら實に申樣がないので何人と雖も實地を踏査した上でなければ知ることが出來ない、まさかと思ふほどで百聞一見に如かず先づ行て見るが宜しい、山といふ山に山らしいものが一つもない、皆禿山で木が一本もない河といふ河は隨分大きい河があるが橋がない河水が氾濫すると陸となく田となく一面に大海の如くなるので實際に於て橋の架けやうもないのである

▲今驚くべき野蠻の一例をいへば先き頃衛生隊に屬した兵隊で元藥劑師か代診生であつた男が統監府の免狀を貰つて醫師となり某地に開業した處が一人の重症患者があるとのことにて往診して見ると病人がウーウーと唸つて居る蒲團を除けて見ると二貫目もある程の石が腹の上に置いてある其の石を除けて見ると大便がべた〳〵に漏つてゐる其の大便を洗つて石を取り除けたら病氣は平癒したとの話がある

▲夫れから病家では大に喜んで韓國で第一の御馳走といへば砂糖である夫れも三盃位ならよいが下等の黑砂糖でこれを茶碗に入れて湯を注いでも溶けないものだから病氣の癒は右の大便を洗つて爪の間に大便のついて居るまゝの手で其の砂糖を混ぜて出したものだから臭氣紛々として飲めなかつたとの話である

●木內次官歸任 木內內部次官は一昨日一日歸任の豫定なりしが風波のため乗船延着したために一昨夜は釜山に一泊昨日の汽車にて同夜南大門に着し歸任されたり

●仁川稅關員改稱 川稅關にては從來黑部、世古口、齋藤の諸氏は皆幇辦と稱し來りしが今回官制改革せられたると共に其の官名を廢し黑部氏は稅關事務官兼鑑視官となり齋藤港務醫官と改稱せられたり

●仁川稅關官房長來任 仁川稅關官房長に新任し伊關氏は昨年末總稅務司に轉任したるが今回其後任者として大阪稅關より谷野文之進氏來任せり

●各警視の昇級 警視岩井敬太郎（內部警務局）同桐原彥吉（南部警察署長）同永谷隆吉（警視廳第一課長）の三氏は今回五等に昇級俸に警視鈴木重民（公州警察署長）同高橋

韓國畜産會社

去る二十日韓國畜産會社なる者韓國學部にて韓國畜産會社なる者の特許出願あり其筋にて目下尙考案中に屬せる彩雲を調査すべきことを委員に附托し好名目の下に其筋を欺き金韓國産出の牛皮を安値に買入るゝことを得ば多大の利益を得らるべしとの所なり

韓國奮産會社

去る二十日韓人合同事業として韓國奮産會社なる者を組織せんとし其筋の特許出願せる結果二名を選定し其教育方を府縣の師範校に依頼するに至るべしと

濟協會の委員會

の同會一月例會に於て暴徒の經濟上に及ぼせし影響を調査すべきことを委員に附托したる由は既報の如くなるが其の委員會を來る二十五日午後六時より日本人倶樂部に於て開催する由

韓國視察に就て

東京帝國大學法科大學教師法政大學總長法學博士梅謙次郎氏は統監府の招聘に應じ滯韓して其の視察感想せし處を語れる一節を左に錄す

韓國の野蠻といひたら實に申樣がないので何人と雖も實地を踏査した上でなければ知ることが出來ない、まさかと思ふほどで百聞一見に如かず先づ行て見るが宜しい、山といふ山に山らしいものが一つもない、皆禿山で木が一本もない河といふ河は隨分大きい河があるが橋がない河水が氾濫すると陸となく田となく一面に大海の如くなるので實際に於て橋の架けやうもないのである

▲今驚くべき野蠻の一例をいへば先き頃衛生隊に屬した兵隊で元藥劑師か代診生であつた男が統監府の免狀を貰つて醫師となり某地に開業した處が一人の重症患者があるとのことにて往診して見ると病人がウーウーと唸つて居る蒲團を除けて見ると二貫目もある程の石が腹の上に置いてある其の石を除けて見ると大便がべた〳〵に漏つてゐる其の大便を洗つて石を取り除けたら病氣は平癒したとの話がある

▲夫れから病家では大に喜んで韓國で第一の御馳走といへば砂糖である夫れも三盃位ならよいが下等の黑砂糖でこれを茶碗に入れて湯を注いでも溶けないものだから病氣の癒は右の大便を洗つて爪の間に大便のついて居るまゝの手で其の砂糖を混ぜて出したものだから臭氣紛々として飲めなかつたとの話である

●木內次官歸任 木內內部次官は一昨日一日歸任の豫定なりしが風波のため乗船延着したために一昨夜は釜山に一泊昨日の汽車にて同夜南大門に着し歸任されたり

●仁川稅關員改稱 川稅關にては從來黑部、世古口、齋藤の諸氏は皆幇辦と稱し來りしが今回官制改革せられたると共に其の官名を廢し黑部氏は稅關事務官兼鑑視官となり齋藤港務醫官と改稱せられたり

●仁川稅關官房長來任 仁川稅關官房長に新任し伊關氏は昨年末總稅務司に轉任したるが今回其後任者として大阪稅關より谷野文之進氏來任せり

●各警視の昇級 警視岩井敬太郎（內部警務局）同桐原彥吉（南部警察署長）同永谷隆吉（警視廳第一課長）の三氏は今回五等に昇級俸に警視鈴木重民（公州警察署長）同高橋

富田耕司君

月日三十行　予の見たる仁川紳士　隠法士

耕司富田民長は篤實にして職務に熱心な人である。若し民長をして頑魯に立たしめたならば、白髯を撫したる後、口を突いて出るものは、「實に」にあらずんば「誠に」の語である。此言葉は民長の如何に誠實なるやを表彰するものと思ふ。加ふるに民長の民團事務に熱心なるは其又有名なもので近くは佛國敎會堂下土地問題に、鐵道管理局土地問題に又第二小學校の建設に大公園の新設に、避病院の建築に、其他種々の新事業に献身されて其聲を大にするに至らずして已むと傳ふ、果して眞か若し眞なりとせば熱心の力も亦偉大なりといはざるを得ぬ、民長は未だ悲祿はせんが可なりの年である併し頗る運動好きである精力頗る旺盛で寡席などでは壯者も及ばぬほどで雨の夜の踊などは先づ仁川第一流の粹人でもあれ丈は鮮には出來まい兵庫縣に於ける郡長時代は知らず仁川に於ける氏はまたと得られぬ良民長たるを失はぬ。

我輩は仁川穀物協會である

我輩は仁川穀物協會である、鳥の將に死せんとするや其聲悲しとやら云ふが我輩は今更泣言を並べる爲め諸君に見參するのではない、棺を蓋ふてはじめて其名定まるで我輩身後の穀物界の狀態は果して何うであらうか、此時に當つて聊か平素の所信を述べるのは強ちに手前味噌とばかり蔑されもせまい、我輩の由緒系統は我輩自身も知らぬ然し釜山其他開港地の寵兒となつてゐる異名同質のものは我輩の弟なるとは確である當時西岸唯一の貿易港であつた我仁川は開港以來日に月に増し昌んになつて諸方面から集る貨物は常に埠頭に山と堆く津々浦々から輻輳する船舶は檣の材と見�ととふばかりであつた、便船毎に幾十人かの東西を知らぬ人々が濟物浦埠頭に徘徊ついてゐたのは開港當時から居る人の常に口にする所である、此等の人々は或は雜貨商に或は貿易商に各自好む所信する所に向つて走つたが一二烟眼な人達は尻くも穀物輸出の有利なることを知りて田舍から遙船に充んと米を積んで來て其道樂に困つてゐる韓人相手に商内を始めた、また其輸出商の儲かつたことゝ云つたら、何しろ裏一貫で渡つて來た人々がドン〳〵故郷へ金を送つて妻子を呼び寄せると當時の隆盛は大に改まりみ日は車馬の往来に最も可なるべし

▲邑内の人口數　は八百に近く口數は三千

▲一般の人氣　昨年京城の騒動以來南鐵道に至り人氣は一層沸騰し殺伐の氣は一掃されたるが如し

▲日本人戶數　は五百十戶名なる但し各官廳の官員を含む尚

▲邑内の人口數　は三千

▲邑内の人戶數　は二人口四あり

▲邑内の人戶數　は二人口四あり

▲邑内の人戶數　は二人口四あり

株式會社 韓國京城 大韓天一銀行
電話五五八番

極材木、竹類 蠟灰
座敷廻り諸材料特に注意取揃あり
右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候
間多少に不拘御用命願上候
小森材木部
京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

齒科全般の治療
米國最新式義齒
京城本町六丁目(穀そば横町)
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

藥劑師 龍山櫻町 川瀨一五郎
商號 開壽堂藥房
藥劑品賣 衛生材料 業

新築落成
龍山元町壹丁目
會席 御料理 八景園
電話四六番

電話開通 二五六番
京城長谷川町 淺野石炭部 專屬販賣所

材木薪炭商並ニ鐵道貨物取扱運送業
韓國京義線新幕停車場前
田村保吉
電信略號(マルキ)

梅毒癩病請合 全治無効返金 百毒滅
特約販賣 卸小賣商 檜田藥房
京城本町八丁目橋側

薪炭 石炭 小賣
京城長谷川町一丁目
神野商店

公債株式 現物賣買
叮嚀、確實、安價に取扱申候間多少不拘御用命之程奉懇願候
龍山櫻町(齊木病院前)
質商 梅尾圓八商店

本店 內地支店及出張所 韓國支店及出張所 清國出張所
東京市日本橋區兜町
大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町、仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、平壤、大邱、開城、城津、成興、馬山、鏡城、安東縣
株式會社 第一銀行京城支店
電話 營業部 一一番 當貸用 同 番號 營業部 三三一番
國庫部 六一一番 用度係 六六二番 分拆所 六一二番
總支配人 副支配人 國庫部副支配人 營業部副支配人
市村雄次 竹山純平 三島太郎 原盛宏

京城壽町貳丁目四番戶
御旅館 花屋
高等下宿 花屋支店
電話九一五番
弊館は本支店共至極閑靜にして眺望尤も宜し客室の設備も充分注意を拂ひ萬事叮嚀に御取扱可申候也

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓
京城南大門通(電話四二〇)
株式會社 十八銀行 京城支店
本店 支店 出張所 長崎市築町
韓國 釜仁京城、羅州、群山、元山、龍川、木浦、鎭山
日本 大阪、熊本 佐世保、嚴原、壹岐、五島、
其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり
貯蓄預金(一口壹錢以上何程にても御預り申候)
長崎貯蓄銀行代理店
(利息日歩壹錢四厘)(十八銀行京城支店)

內外書籍新聞雜誌
和洋雜貨日用品
文房具學校用品
大阪朝日新聞 同 毎日新聞
京城本町三丁目
太平田商店
(電話百十五番)
一ケ月 四十五錢
一ケ月 四十五錢

開店御披露
和洋雜貨
並に前備
足袋
クヤシキ
產物
卸小賣商
京城本町六丁目
中塚支店

西洋御料理宴會
日本人倶樂部
京城南山町三丁目(電話一二三番)

一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御届け可申上候
三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應し可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚、本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦、芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等
三井物產合名會社
京城出張所
(電話二十六番)
仁川出張所
(電話六十三番)

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山 仁川 平壤 鎭南浦 安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店
(電話五八番)
爲替取組 鐵道 東山 內地 先組 北南 海陽 海道 灣道 灣道
二十七ケ所 十三ケ所 十五ケ所 二十ケ所 五ケ所
清國 韓國 西北 東海 海陸 國道 國道
二十八ケ所 十三ケ所 十三ケ所 三十ケ所 九ケ所

髭甲細工 並に直し物一切
京城本町七丁目
龜甲堂

▲訂正改版發賣▲
最新詳密 京城全圖
●定價金二十錢郵稅金二錢●
唯春覺貴大好評を博せし本地圖は今回改訂再版詳細洩す處なく各官衙學校は勿論各商店名まで記入しあれば忽めて來城せし人にても此の地圖に依れば一目瞭然少しも感ふ處なし
訂正再版 附郵便線路圖入
最新詳密 韓國全圖
●價金二十錢郵稅金二錢●
京城本町二丁目 振替口座九〇五九
日韓書房

代書幷ニ測量製圖 漢城府土地證明 手續代辨
日笠義則
京城本町壹丁目 理事廳前

訴訟、鑑定、契約起案、諸願屆、登記書類代書、土地家屋賣買、金錢貸借、電話賣買等の周旋
京城本町一丁目 警察署前
明法學士 小川勝平事務所
電話四十一番

諸願屆、登記書類の代書、土地家屋賣買、金錢貸借の周旋、漢城證明手續、土地家屋及未開墾地測量
旭町一丁目民役所横
岡田幾三郎
取次電話二六八番

岩本英夫
法律事務所
京城本町一丁目 電話六二四番
仁川新町一丁目九七番地 電話五二七番

日本郵船株式會社
瀧船仁川出帆廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通
郡回漕會社
電話三九番
京城南大門通
巴商店
電話三〇六番

●釜山長崎門司神戶行 山東丸 一月二十五日後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行 浦一丸 汐丸 一月廿二日後三時出 ハヨ號 一月廿二日後三時出 伊勢丸 二月廿八日後三時出
●大連行 上川丸 一月廿五日後三時出
●高砂行 新營口 芝罘、秦皇島行 山東丸 一月廿八日前九時出
●大連、芝罘、秦皇島行 滿洲丸 二月四日後一時出 二月八日後一時出
●釜山出帆、元山行 弘前丸 一月二十九日
御乘船ノ際ハ殺傷波止場ニ本船迄注意 送迎船可申候送迎船ハ本船ノ約五十分前ニ船舶機ノ事ニ船出帆ノ